美作市特定太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例 の一部を改正する条例の説明

東日本大震災を契機に、安全・安心なエネルギーとして再生可能エネルギーに注目が集まり、国が定める固定買取価格制度とも相まって、ここ数年来、急速に太陽 光発電設備の設置が拡大しています。

本市においても、大規模なメガソーラー施設の建設が計画されたため、その区域に該当する地域住民等から多くの不安の声が寄せられました。市といたしましてもそうした状況を鑑み、1メガワットを超える大規模な太陽光発電事業に対し、地域住民等にもたらす悪影響を未然に防止し、もって安全・安心で豊かな地域社会の発展に寄与することを目的に、美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例を平成30年9月に制定し、対応してきたところです。

現行条例の制定以降、1メガワット以上の大規模な太陽光発電事業については、影響評価等一連の手続きが進められ、地域住民等の生活環境が保護されてきましたが、近年、事業用の太陽光発電事業のうち、1メガワット未満の小規模な太陽光発電設備の設置が市内各所で増加し、その中には、地域住民への説明不足等によりトラブルとなる事案が見受けられるなど、住民の不安や安全対策における懸念の声が広がってきているにもかかわらず、その影響に係る評価等一連の手続きについては、現行条例では対象外となっていました。

今回の条例改正では、建築物に設置されているものを除く10キロワット以上の太陽光発電設備も対象とし、土砂災害等の発生するおそれがある区域や地域を象徴する優れた景観が保全されている区域、歴史的・文化的な特色を有する区域、農地としての利用が優先される区域、良好な住環境が保全されている区域が含まれる場合や災害の防止、景観との調和、自然環境や生活環境の保護の観点から特に必要があると認められる場合には、新設のもの、既設のものを問わず、影響評価等一連の手続きを実施するものです。

本市において太陽光発電設備を設置し、発電を行う事業者様におかれましては、この条例の趣旨と背景をご理解いただき、災害の防止、景観との調和、自然環境及び生活環境の保護等の観点から、地域住民等にもたらす悪影響の未然防止に努め、安全・安心で豊かな地域社会の発展に寄与されますことを期待いたします。

- 1 「美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例の一部を改正する条例」の主な改正点
- (1)条例の名称を「美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例」から「美作市特定太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例」に変更するものです。
- (2)条例の対象となる太陽光発電事業について、太陽光パネルの最大出力の合計

値が1メガワット以上の事業のみであったものを新たに10キロワット以上の太陽光発電事業のうち、建築物の屋根等に設置されているものを除く太陽光発電事業を対象に、土砂災害等自然災害の発生するおそれがある区域や地域を象徴する優れた景観が保全されている区域、歴史的・文化的な特色を有する区域、農地としての利用が優先される区域、良好な住環境が保全されている区域の全部または一部に設置する場合や災害の防止、景観との調和、自然環境や生活環境の保護の観点から特に必要があると認められる場合において、1メガワット以上の太陽光発電事業と同様に、影響評価等一連の手続きを実施できるようにするものです。

特に、事業区域に関係する地域住民に対して事業内容の説明を行い、十分に 理解を得た上で事業に着手していただくよう、新たに評価の対象に加えるとと もに、既設の太陽光発電施設についても、地域住民等にもたらす悪影響が懸念 される場合には、更に必要な事項の届出を求めることができる規定を加え、適 時適切に事業の状況を把握するとともに、必要に応じて当該事業者に対して、 本市が助言・指導を行うことも視野に入れ、条例の一部を改正しています。

2 条例改正の趣旨及び解説

(※太字に下線が改正箇所)

(目的)

第1条 この条例は、<u>特定</u>太陽光発電事業<u>(以下「事業」という。)</u>の実施に当たり、あらかじめ地域社会に及ぼす影響の評価を行うことが、<u>災害の防止、景</u> **観との調和、自然環境及び生活環境の保護等の観点から**極めて重要であることに鑑み、地域社会に対する影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めることにより、地域住民等にもたらす悪影響を未然に防止し、もって安全・安心で豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

災害の防止、景観との調和、自然環境及び生活環境の保護等の観点から、その影響の評価を行い、地域住民等にもたらす悪影響の未然防止を図ることで、安全・安心で豊かな地域社会の発展に寄与することを目的としています。

【解説】

太陽光発電設備の設置については、事業者と地域住民等との間で、防災、景観、 住環境の保全等に対する意見が対立している状態であっても、関係法令や許可要件 が整っていれば手続きが進むこととなります。

そうした太陽光発電施設の事業者に対して、事業区域に関係する地域住民等に事業内容の説明を行い、十分に理解を得た上で事業に着手するよう、新たに評価の対象に加えるとともに、既設の太陽光発電施設についても、地域住民等にもたらす悪

影響が懸念される場合には、更に必要な事項の届出を求めることができる規定を加えることで、適時適切に事業の状況を把握するとともに、必要に応じて当該事業者に対して、本市が助言・指導を行うものです。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「特措法」という。)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第4項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備(送電に係る電柱等を除く。)をいう。ただし、建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の屋根その他の当該建築物を構成する部分に設置されているものを除く。
 - (2) 事業区域 特措法第9条の規定による経済産業大臣の認定に係る太陽光発 電事業ごとの一団の土地で構成される区域のうち、市<u>の区域</u>内のものをいう。
 - (3) 特定太陽光発電事業 太陽光発電設備を使用して発電を行う事業、太陽光 発電設備を設置する事業又は太陽光発電設備を設置するために行う樹木の伐 採、土地の造成等による区画形質の変更を行う事業であって、次のいずれか に該当するものをいう。
 - ア 事業区域内に設置される太陽光発電設備(当該事業区域に近接した場所 に設置され、又は設置される予定の他の太陽光発電設備であって当該太陽 光発電設備と一体性を有すると市長が認めるものがあるときは、当該他の 太陽光発電設備を含む。イにおいて同じ。)に係る太陽光パネルの最大出 力(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格 C8960に規定する最大出力をいう。以下同じ。)の合計値が1メガワット 以上の事業
 - イ 事業区域の全部又は一部に、次のいずれかに該当する区域であって市長が告示で定めるものが含まれる事業(当該事業区域内に設置される太陽光発電設備に係る太陽光パネルの最大出力の合計値が10キロワット以上のものに限る。)
 - (ア) 土砂災害その他自然災害の発生するおそれがある区域
 - (イ) 地域を象徴する優れた景観として良好な状態が保たれている区域
 - (ウ) 歴史的又は文化的な特色を有している区域
 - (エ) 良好な営農条件を備え、農地としての利用が優先される区域
 - (オ) 良好な住環境が保たれている区域
 - (4) 地権者 事業区域内の土地につき、所有権その他の使用権を有する者をい

う。

(5) 地域住民等 次に掲げる者をいう。

ア 地権者

- イ 事業区域に<u>近接</u>する土地又は建築物の所有者及び事業区域が活動範囲に 含まれる地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2に規定する地縁に よる団体その他これに類する団体
- ウ 事業の実施に伴い雇用を喪失する者として市長が認めるもの
- (6) 事業者 市の区域内において事業を実施し、又は実施しようとする者及び その地位を承継した者をいう。

【趣旨】

この条例に使用する用語を定義しました。

【解説】

- (1) 再生可能エネルギーのうち、1メガワット以上の大規模な太陽光発電設備を対象としていましたが、第1条の目的に沿い、影響評価を行ううえで10キロワット以上の太陽光発電設備を対象とするものです(建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根等に設置する太陽光発電設備を対象外)。
- (3) 従来通り1メガワット以上の事業のほか、新たに10キロワット以上の事業のうち、(7)から(オ)の区域に事業区域の全部又は一部がかかるもの及び市の区域内において発電を行っている事業を対象とし、特定太陽光発電事業として定義しました。(7)から(オ)の区域については、別に告示により定めました。
- (5) また、必ずしも事業区域と隣り合っていることのみが影響を受けるとは限らないことから、実質的な変更として「近隣」を「近接」に変更しました。
- (6) 事業者の定義を明確化しました。

【参考】

- (3) イ 告示
- ●美作市特定太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例第2条第3号イ (7)から(オ)に掲げる区域として指定する区域の告示(令和3年11月22日告示) ※別紙のとおり
- ●建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号 (用語の定義)
 - 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - 一建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは塀、観覧

のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨こ線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。

●産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項 (日本産業規格)

第二十条 第十一条、第十四条第二項又は第十五条第二項の規定により制定され た産業標準は、日本産業規格という。

●日本産業規格

日本産業規格(Japanese Industrial Standards)は、製品、データ、サービスなどの種類や品質、それらを確認する試験方法又は評価方法や、要求される規格値などを定めており、例えば、生産者、サービスの提供者、使用者・消費者などが安心して品質が良い製品を入手したり、サービスの提供を受けたりすることができるために用いられている。経済産業省で技術の進歩や、社会的環境の変化等、必要に応じて、JISを制定・改正している。

(市の責務)

第3条 (略)

(事業者等の責務)

第4条 事業者<u>並びに事業者との契約等に基づき太陽光発電設備を管理する者及び事業に関する業務の一部を請け負う者は、</u>関係法令 (岡山県条例を含む。) 及びこの条例を遵守し、市民の生活環境の保持及び保全に十分配慮するとともに、地域住民等の意見を聴き、可能な限りその意見の尊重及び対応に努めなければならない。

【趣旨】

事業者のほか、事業の管理者及び業務の請負者においても、事業に係る責務を有していることを規定するとともに、岡山県条例を含む関係法令及び本条例を遵守し、生活環境の保持・保全に努める旨を規定しています。

【解説】

事業の実施及び管理において、当該事業に携わる者の範囲を明記するとともに、 岡山県条例を含む関係法令及び本条例の遵守を追加することで、事業者が守らなければならない責務の範囲を明確にしたものです。 (届出)

- 第5条 事業者は、第2条第3号アに該当する事業を実施しようとする場合に は、当該事業に着手しようとする日の90日前までに、事業届出書に次に掲げる 書類を添え、市長に届け出なければならない。
 - (1) 当該事業に係る電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する 特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)第4条の2第1項に規 定する申請書の写し及び同条第2項各号に規定する添付書類の写し
 - (2) 太陽光パネルの風圧に対する強度を示す資料、太陽光の反射等による被害を防止するため措置の内容がわかる資料その他地域住民等の住環境への影響及びその対策に関する書類
 - (3) 事業が市の観光産業にもたらす影響を示す資料、事業により雇用を得、又は失う者の数、勤務体系等がわかる資料その他地域住民等の経済活動に与える影響及びその対策に関する書類
 - (4) 排水施設の設置等土砂等の流出及び崩壊を防止する措置の内容がわかる資料その他事業が市の自然環境に与える影響及びその対策に関する書類
 - (5) 工事車両による騒音、砂塵による大気汚染、排水による水質汚濁等事業に 伴う工事による影響及びその対策に関する書類
 - (6) 太陽光発電設備の維持管理計画書、太陽光発電設備の撤去費用が確保されていることを示す資料その他事業が将来的に市に与える影響及びその対策に関する書類
 - (7) 太陽光発電設備の設置が完了した場合の完成予想図
 - (8) 当該事業に関し地権者の同意を得たことを証する書類
 - (9) 地域住民等に対し、事業についての説明を行ったことを証する書類
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 第2条第3号イに該当する事業(同号アに該当する事業を除く。)を現に実施し、又は実施しようとする事業者は、市長から当該事業に係る届出を求められた場合には、当該求めのあった日から60日以内に、事業届出書に前項各号(同項第8号を除く。)に掲げる書類を添え、市長に届け出なければならない。
- **3** 事業者は、<u>**前2項**</u>の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- **4** 事業者の地位を承継した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 5 前各項の規定によるほか、市長は、災害の防止、景観との調和、自然環境及 び生活環境の保護等の観点から特に必要があると認める場合には、相当の期間 を定め、事業者に対し事業に関する事項の届出を求めることができる。この場 合においては、当該事業者は、当該期間内に当該届出を行わなければならな い。

【趣旨】

事業届出書に添付する書類の条件について、1メガワット以上の事業における提出書類及び、10キロワット以上の事業で別に告示において定める区域へ設置するものにおける提出書類を規定しています。また、災害の防止、景観との調和、自然環境及び生活環境の保護等の観点から特に必要があると認める場合における提出書類を規定しています。

【解説】

- (7) 第2条第3号アに該当する事業、第2条第3号イに該当する事業の提出書類に、<u>太陽光発電設備の設置が完了した場合の完成予想図</u>を追加することで、俯瞰的な評価を行うものです。
- 2 第2条第3号イに該当する事業を施工している又は施工しようとする場合には、 事業届出書に第1項各号(同項(8)の「当該事業に関し地権者の同意を得たことを 証する書類」を除く。)に掲げる書類を添付して提出することで、事業の影響評 価を行うものです。また、その際の提出期限は、市長から当該事業に係る届出の 求めがあった日から、60日以内とするものです。
- 5 設置後の太陽光発電設備の事業区域において、<u>災害の防止、景観との調和、自然環境及び生活環境の保護等の必要性が特に高いと判断した場合に</u>、その事案の対策に係る書類の提出を求め、事業の影響評価を行うものです。その際は、市が指定する期間内に提出をお願いいたします。

(市民からの意見聴取)

- 第6条 市長は、<u>前条第1項又は第2項</u>の規定による届出を受けた場合には、その内容を公表し、市民(地域住民等を含む。)の意見を徴するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により聴取した意見を取りまとめ、公表するものとする。

【趣旨】

パブリック・コメントの取り扱いについて規定しています。

【解説】

第2条第3号ア(1メガワット以上の事業)に該当する場合は、市内の広範な区域に影響を及ぼす可能性があり、また、第2条第3号イの(ア)から(オ)(10キロワット以上の事業)に該当する場合は、きわめて限定的な区域に影響を及ぼす可能性があることから、両者においては、パブリック・コメントにより、必ず意見聴取と公表を行うものです。

災害の防止、景観との調和、自然環境及び生活環境の保護等の観点から特に必要があると認める場合には、稼動後のことでもあり、施工時に比べ事業区域における

影響が小規模であると想定されることから、パブリック・コメントを不要とします。

(評価の実施)

- 第7条 市長は、<u>第5条第1項、第2項又は第5項</u>の規定により届け出られた内容につき、次に掲げる観点から評価を行い、評価書案を作成する。この場合において、市長は、前条第1項の規定により聴取した意見を参考とすることができる。
 - (1) 事業が地域住民等の住環境に与える影響
 - (2) 事業が地域住民等の経済活動に与える影響
 - (3) 事業が市の自然環境に与える影響
 - (4) 事業に伴う工事による影響
 - (5) 事業が将来的に市に与える影響
 - (6) 事業についての地域住民等の同意の状況
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める内容

【趣旨】

影響評価を行う場合の対象事業及びその事業の実施から想定される影響やパブリック・コメントの意見を参考にするなど評価の考え方を規定しています。

【解説】

軽微な変更を除き、影響があると想定される対象事業を第2条第3号ア(1メガワット以上の事業)に該当するもの、第2条第3号イの(ア)から(オ)(10キロワット以上の事業)に該当するもの及び災害の防止、景観との調和、自然環境及び生活環境の保護等の必要性が特に高いと判断されるものとし、それらからの届出を受理した場合の評価は必ず行い、その際の評価における観点などを定めるものとします。

(審査)

第8条 (略)

(評価書及び意見の通知)

第9条 (略)

- 2 (略)
- 3 (略)

(変更の場合の準用)

第10条 **第5条第3項**の規定による変更の届出を行った場合には、当該変更について第6条から第9条までの規定を準用する。ただし、当該事業の評価の内容

に影響を与えない軽微な変更として市長が認めるものについては、この限りでない。

【趣旨】

第5条の項の繰り下げによる改正です。

【解説】

第5条第2項の規定が追加されたことにより項番号を繰り下げたものです。

(助言及び勧告)

第11条 (略)

(1)~(3) (略)

2 (略)

(涌報)

第12条 (略)

(報告及び立入調査)

第13条 (略)

2 (略)

3 (略)

(委任)

第14条 (略)

附則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 (略)

(適用区分)

3 施行日において既に当該事業に係る工事が開始されている事業のうち、市と の協定その他の必要な対策を行っているとして市長が特に認めるものについて は、この条例の規定は、適用しない。ただし、当該事業について第5条第5項 の規定による届出を要すると市長が認める場合におけるこの条例の規定中当該 届出に係る部分の適用については、この限りでない。

【趣旨】

本条例が適用される事業の範囲のうち、本条例の規定が適用されない対象外の条件について規定しています。<u>ただし、事業完了後、災害の防止、景観との調和、自然環境及び生活環境の保護等の観点から特に必要があると認める場合には、対象外とならない旨を規定しています。</u>

【解説】

事業に係る工事が既に着工されている場合において、本市との協定あるいは必要な対策(以下「協定等」という。)が事前に行われていれば、本条例の規定は適用しません。

しかしながら、完成後、災害の防止、景観との調和、自然環境及び生活環境の保護等の観点から特に必要があると認める場合には、協定等とは無関係に本条例の規定を適用するものです。